## ○長門市合併処理浄化槽適正管理補助金交付要綱

(令和7年3月31日告示第28号)

改正 令和7年5月1日告示第96号 令和7年9月25日告示第145号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために設置された合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に対し、予算の範囲内において、長門市合併処理浄化槽適正管理補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定める ところによる。
  - (1) 浄化槽 長門市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成17年長門市告示 第65号)第2条第1号に規定する合併処理浄化槽をいう。
  - (2) 法定検査 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条第1項又は第11条第 1項に規定する水質に関する定期検査をいう。
  - (3) 維持管理 浄化槽法第 10 条第 1 項に規定する保守点検及び清掃並びに前 号の法定検査を受けている浄化槽に係る通常の維持管理及びブロワの交換を いう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の対象となる浄化槽の設置地域は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に基づき策定された事業計画区域並びに農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の事業計画区域を除く市内全域とする。ただし、事業計画区域においても、補助金対象地域該当証明書(別記様式第1号)の提出のある浄化槽は補助対象とする。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の対象者は、補助対象地域において、自己の居住を目的とした専用住宅又は延べ床面積2分の1以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された処理対象人員10人以下の浄化槽を適正に維持管理している浄化槽管理者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助の対象としない。

- (1) 法第5条第1項に定める設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律 第201号)第6条第1項の規定による確認を受けずに、浄化槽を設置した者
- (2) 法定検査を行っていない者又は法定検査において、不適正の判定を受けた 者の内、書類検査の判断項目に不可がある者
- (3) 浄化槽清掃業の許可業者による浄化槽の清掃を行っていない者
- (4) 当該年度内に他の設置場所にある浄化槽において、この補助金の交付の決定を受けている者
- (5) 市税等(本市において賦課された市・県民税、固定資産税、軽自動車税及 び国民健康保険料)を滞納している者

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、次により算出するものとする。ただし、算出した額に1,0 00円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
  - (1) 通常の維持管理に係るもの 人槽区分にかかわらず、浄化槽1基に係る補助金の額は10,000円とする。
  - (2) ブロワの交換に係るもの

人槽区分にかかわらず、当該年度内にブロワの交換を行った浄化槽1基につき、交換費用の2分の1の額を交付するものとし、補助金の上限額は40,00円とする。

2 補助金の交付は、各年度につきそれぞれ1回を限度とする。また、ブロワの交換に係るものについては、補助金交付を受けた後、5年以内に同一の浄化槽のブロワの交換に係る交付申請はできないものとする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽の維持管理を行った年度の 末日までに合併処理浄化槽適正管理補助金交付申請書兼請求書(別記様式第2 号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が 必要がないと認める書類については、これを省略することができる。
  - (1) ブロワの交換を行った場合は、その交換に要した費用の領収書の写し又は 支払いの事実が確認できる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の申請は、毎年6月1日から翌年3月末までの期間に限り申請することができる。ただし、申請時に休止し、又は廃止している合併処理浄化槽は申請することができないものとする。

(交付の決定等)

- 第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて 行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者(以下「交付決定者」という。)に対しては、合併処理浄化槽適正管理補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽適正管理補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)によりそれぞれ通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付決定者に対し、第5条の規定により算定した額の補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、偽り又は不正手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者 があるときは、当該補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の返還を命 ずるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月1日告示第96号)

この告示は、令和7年5月1日から施行する。

附 則(令和7年9月25日告示第145号) この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

補助金対象地域該当証明書

[別紙参照]

別記様式第2号(第6条関係)

合併処理浄化槽適正管理補助金交付申請書兼請求書 [別紙参照]

別記様式第3号(第7条関係)

合併処理浄化槽適正管理補助金交付決定通知書 [別紙参照]

別記様式第4号(第7条関係)

合併処理浄化槽適正管理補助金不交付決定通知書 [別紙参照]